

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市小国商工物産館	長岡市小国町法坂 738番地1	研修室	227.59	令和4年4月1日